

上田市自治基本条例 検証結果 (自治基本条例検証委員会の逐条検証)

検証結果欄: ▲…逐条解説への追記等 ■…意見・要望 ◇…主な確認事項

条	条 文	委員提出意見(理由等)	検証結果等
前文			
第1段落	私たちのまち上田市は、北に菅平高原、南は美ヶ原高原などの美しい山々と千曲川をはじめ多くの清流に恵まれた自然豊かなまちであり、信濃国の政治、文化の中心の地と伝承される信濃国分寺跡や国宝安楽寺八角三重塔をはじめ、遺跡や歴史的建造物が数多く残されています。そして、この地を治め、武勇に優れ知将として名を馳せた真田一族発祥の郷でもあります。	令和2年6月に上田市が日本遺産に認定されたことを追記してはどうか。	◇前文は、一般的に条例制定の由来、理念、趣旨、目的などを記述したものであり、本条例の前文では、本市の特性、まちの歴史と成り立ち、条例制定の背景となる社会情勢、これまでの取組、将来への課題、自治の基本理念と目的を記し、最後に本市における自治の最高規範であることを宣言している。制定後の改正については、条文の解釈の見直しに伴う改正があった場合に限定すべきであるため、条文への追記は適当ではない。 ▲逐条解説への追記 上田市が日本遺産に認定されたことの重要性を考慮し、逐条解説に新たに説明を記載することが必要である。
第2段落	明治期以降は、先進な蚕種の開発により、全国の蚕糸業を支えた蚕都としての隆盛が礎となり、様々な産業が発展しつつ、児童自由画教育や自由大学など自己教育運動がこの地から派生し、学びへの高い意識が今に受け継がれるなど、歴史と伝統が息づく、文化の薫るまちです。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第3段落	近年、少子高齢化の進行や人口の減少とともに、社会情勢が大きく変動する中、様々な社会的課題が生じています。更に、地方分権社会の進展に伴い、私たちはよりいっそう自らが考え行動し、責任を持って課題の解決を図っていく必要があります。	「社会的課題」と、逐条解説の第5条(自治の基本原則)第3号の解説にある「公共的課題」との違いが不明確。	▲逐条解説への追記 それぞれ説明を記載する。
第4段落	このような中、上田市は、近接する4つの市町村が互いの自治を認め合い、明るく希望に満ちた新たな時代を拓くため、平成18年3月6日合併し、誕生しました。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし

第5段落	私たちは、誰もが住み続けたいと思う魅力あふれるまちを創造するとともに、未来を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、より豊かなまちを築いていけるよう、自然や歴史、文化を次世代に引き継いでいかなければなりません。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第6段落	そのためには、自治の主体である市民、市議会及び市は、市民が主権者であることを確認し、一人ひとりを尊重するとともに認め合い、それぞれの役割と責任のもと、参加と協働により自治を推進し、活力ある自立した地域社会を実現していく必要があります。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第7段落	私たちは上田市民憲章を尊重し、持続可能な上田市の発展を願い、ここに、本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第1章 総則			
第1条 (目的)	この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の役割並びに市政の基本事項を定め、自治を推進することにより、活力ある自立した地域社会を実現することを目的とします。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第2条 (定義)	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 次に掲げるものをいいます。 ア 市内に居住する者 イ 市内に通勤し、又は通学する者 ウ 市内で事業活動その他の活動を行うもの (2) 市 市長その他の執行機関をいいます。 (3) 自治 自らの地域を自らの意思と責任において治めることをいいます。 (4) まちづくり 誰もが住み続けたいと思う魅力あふれる豊かな上田市にしていくための活動をいいます。 (5) 地域コミュニティ 市内において、地縁に基づき自主的に形成された自治会等の団体及び公益性を有する活動を行う団体並びにこれらを含む総体をいいます。 (6) 協働 自立した主体が、互いの自主性を尊重し、対等な立場で相互に連携し、協力し合うことをいいます。 (7) 参画 市の政策、施策等の企画又は立案段階から市民が主体的に関わり、行動することをいいます。	第1号ウの「もの」は「市内で事業活動その他の活動を行う者等」で良いのでは。	◇法令用語で「者」は「法律上の人格を有する自然人及び法人」を指し、「もの」は「人格のない社団又は財団」又は「そうしたものと自然人・法人を合わせた場合」に使用することから、本条文では「もの」を用いている。

第3条 (条例の位置付け)	この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等に従い、自治を推進します。 2 市議会及び市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図ります。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第4条 (自治の基本理念)	本市における自治の基本理念は、次のとおりとします。 (1) 市民が主権者であることを確認し、一人ひとりを尊重するとともに互いに認め合い、参加と協働により自治を推進すること。 (2) 地域の個性及び特性を尊重した地域内分権により地域の自治を推進すること。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第5条 (自治の基本原則)	前条の基本理念に基づき、自治の基本原則を次のとおり定めます。 (1) 人権尊重の原則 とともに個人として認め合い、互いの人権を尊重すること。 (2) 参加の原則 市議会及び市が、市民の参加のもとで市政を運営すること。 (3) 協働の原則 市民、市議会及び市が、それぞれの役割及び責務のもと、協働してまちづくりを行うこと。 (4) 情報共有の原則 市民、市議会及び市が、市政に関する情報を共有すること。	第1号に明記された「人権尊重の原則」が第6条(市民の権利)及び第7条(市民の責務)に反映されていない。本条例を最高規範と位置付けている以上、人権尊重を担保する条文が必要。	◇条例制定時、「日本国憲法及び法令等で規定する事項については、条文化に当たっては原則として規定の上書きは行わないこと」を基本的な考え方としている。憲法第11条以下で基本的人権が規定され、また「上田市人権尊重のまちづくり条例」で市民の責務が規定されている。
第2章 市民の権利及び責務			
第6条 (市民の権利)	市民は、まちづくりに自由に参加できるとともに、市政に参画することができます。 2 市民は、市議会及び市が保有する市政に関する情報について知ることができます。 3 市民は、法令等の定めるところにより、市の行政サービスを等しく受けることができます。	子どもが意思表示出来る、まちづくりに参加できる権利を条例に明記できれば。	◇本条例では、市民の権利について、子ども、女性、障がい者、高齢者など各々の権利を包含するかたちで規定している。前文5段落目で「未来を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、より豊かなまちを築いていけるよう、自然や歴史、文化を次世代に引き継いでいかなければなりません。」と示すとともに、第2条第1号で「市内に居住又は通学する個人」などを市民と定義し、本条第1項で市民がまちづくりに参加できる権利を定めている。また条例制定時に小・中学生に配布した「マンガ版上田市自治基本条例の手引き」の中で、子どもの権利について説明している。 ▲逐条解説の記載 子どもがまちづくりに関わり、市政に参画することはますます重要となっていることから、逐条解説に説明を記載する。

			■子どもたちが主体的にまちづくり等に関わり、意見を述べる事が重要である。大人は子どもの意見を尊重するとともに、その意見をまちづくりや市政にどう活かすかを考えなければならないといった意見が出された。子どもの権利に関する条例の制定について検討してほしい。
第7条 (市民の責務)	市民は、個々の力を生かし、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。 2 市民は、市政に関心を持ち、市議会及び市が提供する市政に関する情報を積極的に取得するよう努めます。 3 市民は、市政への参画に当たっては自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。 4 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第3章 市議会の役割及び責務			
第8条 (議会の役割及び責務)	市議会は、直接選挙で選ばれた市議会議員で構成する本市の議事機関として、条例、予算その他の重要事項について、市民の多様な意見が反映されるよう意見の集約に努め、本市の意思を決定します。 2 市議会は、執行機関による適正な行政運営を確保するため監視し、けん制します。 3 市議会は、政策立案及び政策提言による政策形成機能を強化します。 4 市議会は、市議会が持つ情報を積極的に提供し、意思決定の経過と内容を適切に市民に説明することにより、開かれた議会運営に努めます。	請願・陳情の審査において議員の意思決定の経過がわかるよう議会で検討していただきたい。	■今後の議会改革の中で検討されたい。
第9条 (市議会議員の責務)	市議会議員は、市民の代表として、常に自己の見識を高めることにより、広く市民の信任に応え、議会機能を発揮させるよう誠実かつ公正に職務を遂行します。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第4章 市の役割及び責務			
第10条 (市長の役割及び責務)	市長は、本市を代表し、市民福祉の増進を図るため、誠実かつ公正に市政を運営し、本市の自治を推進します。 2 市長は、必要な財源の確保に努めるとともに、最少の経費で最大の効果が挙がるよう、地域の資源を最大限活用して市政を運営します。 3 市長は、補助機関である職員を適切に指揮監督するとともに、職員を育成します。	「最小の経費」「最大の効果」とあるが、何をもちて効果とするか、具体的に追記したほうがよいのでは。	◇本条例は理念条例であることから、具体的な記載は適当ではない。

第 11 条 (市の役割 及 び 責 務)	市は、その権限と責任において、多様化する行政の課題に対応するため、適切な施策を講じます。 2 市は、行政への市民の参加を促進するため、多様な制度の整備をします。 3 市は、協働によるまちづくりが進められるための仕組みの整備その他の必要な措置を講じます。	協働推進員の具体的活動を逐条解説に記載する。	▲<u>逐条解説に追記</u> 平成 30 年度に庁内各課に配置された「上田市協働推進員」の役割及び令和元年度に「上田市協働のまちづくり指針」が見直されていることから、説明が必要である。
第 12 条 (職員の責 務)	職員は、自らを律するとともに、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行し、市民との信頼関係を構築するよう努めます。 2 職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民の一員として、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。 3 職員は、高度化する行政需要に的確に対応するため、職務に必要となる知識の習得及び技能の向上に努めます。	・職員提案制度の件数が少ない。	■職員には積極的に提案・意見されることを期待する。また講座受講・資格取得件数が少ないので知識・技術の向上に努めてもらいたい。
第 5 章 地域コミュニティ			
第 13 条 (地域コ ミュニ ティの 役割)	地域コミュニティは、自主的及び自立的に活動するまちづくりの重要な担い手として、市民が安心して、心豊かに暮らすことができる地域を自ら形成していく役割を有します。 2 地域コミュニティは、地域住民相互の連携を促進するとともに、地域の課題の解決に向け、必要に応じ、協働してまちづくりを行うよう努めます。 3 前2項の実現と地域の自治の推進を図るため、市民は、一定のまとまりのある地域の範囲において地域コミュニティが連携するまちづくり組織を設立することができます。	第 3 項に「まちづくり組織を設立することができます」とあるが、現在設立が進行中のため、「設立します」のような言い切った表現の方がいいのでは。	■文言の修正については、まちづくり組織がすべての地域で設立されてから検討すべきである。 ▲<u>逐条解説への追記</u> 前回の見直し以降、住民自治組織の設立が相次いでいるため、設立状況に関する説明が必要である。
第 14 条 (地域コ ミュニ ティ への参加)	市民は、地域コミュニティが行うまちづくりに積極的に参加し、活動することにより、これを守り育てるよう努めます。	・自治会加入率が低下している。加入促進リーフレットの活用や不動産業者の連携による加入促進が重要だが、自治会への加入の義務化も考えなければ自治会の運営が立ち行かなくなる。自治会を活性化していく上で住民一人ひとりの意識を改めていくことが重要。自治会の必要性、役割を住民に広く周知して理解しても	◇自治会加入の義務化は困難である。加入促進の取組をより一層充実していくことが重要である。 ◇本条例において、「参加」は、「市民が自らの意思により、一人ひとりが持つ個々の力を生かしながら、まちづくりに積極的に関わる」という意味で使われており、「参画」は、「市民が市政に参加することができる」という限定的な意味で使われている。そのため本条文では、「参加」という表現が適当である。

		らなければならない。 ・「参加」ではなく「参画」ということばを入れたらどうか。参加と聞くと「行けばいい」という捉え方になってしまう。企画の段階から携われる市民の参加の仕方を強調出来ないか。 ・NPO や自治会について条文に入れ込めないか。	◇第 2 条第 5 号において、自治会及びNPO法人は「地域コミュニティ」に含むと定義されているため、条文に入れ込むことは適当ではない。
第 15 条 (地域コミュニティへの支援)	市は、地域コミュニティの役割を尊重するとともに、その活動が促進されるよう、公益性を有する個々の活動又は連携した活動に対し、必要に応じて支援を行います。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第 6 章 情報共有			
第 16 条 (情報の提供)	市議会及び市は、市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報を分かりやすく公正に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。 2 市は、市民から提供された情報を適正に管理するとともに、市が保有する情報の提供に当たっては、市民のまちづくりへの関心が高まるよう努めます。	・情報提供方法の検証はされているのか。 ・紙媒体でなければ情報を見れないが、自治会未加入で広報が届かないといった方もいて、情報を受け取る側の格差が生じている。市民に情報が広く行き渡るようお願いしたい。 ・有線放送は重要な役割を果たしている。お年寄りで家にいる人は有線を利用している場合が多い。	■媒体ごとに集計を行っており、昨年の「令和元年東日本台風」を機に市のメール登録は増加していることが確認できた。市のホームページについては、今後もわかりやすい表現が出来るよう取組を進めることを期待する。 ■世代により情報収集の媒体は異なるため、様々な媒体を用いた発信が必要。多くの市民に情報が届くような様々な方法を使いながら、多様性を持たせて情報を発信していくことが重要である。 ■有線放送事業者と連携・検討していくこと。

第 17 条 (情報の公開)	市議会及び市は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第 18 条 (個人情報の保護)	市議会及び市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取扱いについて、必要な措置を講じます。	災害時は民生委員が中心になり避難情報を伝えているが、自治会未加入の方には情報伝達が出来ない。地域住民の安心・安全を守るためには、民生委員には自治会未加入の方の情報を教えてもらうことなどは出来ないか。	■個人情報保護条例には、緊急かつやむを得ない理由があるときは個人情報を開示できる規定があるが、運用方法についてはあらかじめ決めておくことが必要と考える。
第 7 章 危機管理			
第 19 条 (地域防災・防犯力の向上)	市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、災害に強く、犯罪や事故のない地域の形成と、市民の防災・防犯意識の高揚に努めます。 2 市は、災害や犯罪、事故等の不測の事態(以下「災害等」といいます。)に備えて、危機管理体制の強化を図るとともに、災害等の発生時には、市民への迅速な情報提供など適切に対応します。 3 市民は、災害等に対する自らの安全を確保し、防災・防犯意識の醸成に努めるとともに、地域の安全と安心を担えるよう地域における防災・防犯体制を整え、互いに協力して災害等に対処するよう努めます。	・新型コロナウイルス感染症への対応が重要と考えるが、感染症対策についても危機管理の対象となるということであれば条文に盛り込む必要があるのでは。 ・復旧に関するものは条文に含まれているのか。	▲<u>逐条解説の追記</u> 危機管理の対象となる市民生活を脅かす様々な危機事象については、台風や水害、地震や噴火等の自然災害の他に、事件、事故、感染症等、多岐にわたることから、平成 27 年度の検証委員会において、他自治体の条例を参考に検討が行われた。 第 2 項で「災害や犯罪、事故等の不測の事態」を「災害等」と包括的に表示しているが、「不測の事態」の中には「感染症」も含まれているため、逐条解説で補足的な説明を行う必要がある。 ◇災害対策基本法の規定に基づき、地域に係る災害に関し、災害予防や災害応急対策、災害復旧・復興等に関する事項を「上田市地域防災計画」として定めている。また災害対策基本法第 2 条第 2 項において「防災」の定義を「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること」と規定していることから、「防災」には「復旧」も含まれている。

第8章 行政運営			
第20条 (行政運営の基本)	市は、次に掲げる事項を基本として、行政運営を行います。 (1) 法令等を遵守し、倫理の保持に努め、市民に信頼されること。 (2) 市民の要望を的確に把握し、速やかに政策等に反映すること。 (3) 質の高い行政サービスの提供に努め、市民の満足度の向上を図ること。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第21条 (地域内分権の推進)	市は、地域の個性及び特性を尊重し、地域の力が発揮されるまちづくりが行われるよう、必要な体制の整備に努めます。 2 市は、地域の重要事項の決定に市民の意見を反映するための附属機関を設置します。 3 市は、前項の附属機関の設置及び運営に当たっては、地域の意見が集約される仕組みの構築に努めます。	地域協議会の在り方を検討する必要がある。	■上田地域の地域協議会については、設置単位の見直しを協議会で議論していただきたい。 ▲逐条解説の修正 前回見直し以降、地域内分権に関する取組が進められているため、取組状況等について修正を行う必要がある。
第22条 (総合計画)	市は、総合的かつ計画的にまちづくりを行うため、総合計画を策定し、その実現を図ります。 2 市は、他の重要な計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。 3 市は、前2項の計画の策定及び見直しに当たっては、市民が参画するための必要な措置を講じます。	SDGsについて条例や逐条解説に盛り込むべきではないか。	▲逐条解説の修正 「第二次総合計画後期まちづくり計画」が令和3年度から開始することから、修正が必要である。 ▲逐条解説への追記 SDGsは社会格差から生まれる様々な諸問題を解決するというとらえ方もあることから、声を出しにくい人の声をどうするかという視点も考えてもらいたいとの意見があった。市の最上位計画である総合計画にSDGsを位置付け、市の様々な施策とともに推進していくことから、SDGsについて説明が必要である。
第23条 (財政運営)	市は、財政状況を的確に把握し、持続可能な財政運営を行うことにより、財政の健全性を確保します。 2 市は、財務等に関する資料を作成し、財政運営の状況を分かりやすく市民に公表するよう努めます。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第24条 (附属機関)	市は、附属機関の委員の選考に当たっては、中立性、公平性及び専門性に配慮するとともに、積極的に市民を公募するよう努めます。 2 市は、附属機関の会議を原則として公開します。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし

第 25 条 (行 政 手 続)	市は、市民の権利利益を保護し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行います。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第 26 条 (説 明 責 任)	市は、行政に関する事項について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第 27 条 (応 答 責 任)	市は、市民から提出された意見、提案、要望等(以下「意見等」といいます。)について、適切に応答します。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第 28 条 (意見等の 公募)	市は、行政に関する事項について、市民の意見等を公募するよう努めます。 2 市は、公募により提出された意見等を尊重し、意思の決定を行うとともに、その意見等の概要及び市の考えを市民に公表するよう努めます。	特段の意見なし	▲ <u>逐条解説の修正</u> 平成 30 年度に市民意見募集手続(パブリックコメント)の制度化が図られたことから、修正が必要である。
第 29 条 (行 政 評 価)	市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するとともに政策等に反映するよう努めます。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第 9 章 住民投票			
第 30 条 (住 民 投 票の実施)	市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第 31 条 (住 民 投 票の請求 等)	本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。 2 市長は、前項の請求があったときは、法令の定めるところにより、直ちに請求の要旨を公表するとともに、意見を付けて、これを市議会に付議しなければなりません。 3 市長は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することができます。 4 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することができます。	・請求できる年齢に達した時に、リーフレット等を用いて条例の周知をしてはどうか。	■条例例制定時に、条例の趣旨をわかりやすく伝えるため、「マンガ版上田市自治基本条例の手引き」を発行し、市内の小学5・6年生と中学生に配付された。今回の見直しに際し、改めて子どもへの周知を図るため、配付を検討してほしい。 ▲ <u>逐条解説の修正</u> 公職選挙法の改正により、年齢満 18 歳以上の者が選挙権を有することとなり、条例制定の直接請求権も有することとなったため、修正が必要である。

第 10 章 協力、連携、交流等			
第 32 条 (国 及 び 県との協 力)	市議会及び市は、本市が国及び県と対等な立場であることを踏まえ、国及び県と適切な役割分担のもとで相互に協力します。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第 33 条 (他の地方 公共団体 等との連 携)	市議会及び市は、広域的課題又は共通する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、協力します。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第34条 (市 外 の 人々との 交流)	市民、市議会及び市は、市外の人々との交流を通して連携を図るとともに、その交流から得られた識見、提言等を本市のまちづくりに生かすよう努めます。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
第 35 条 (多 文 化 共生)	市民、市議会及び市は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重し合うよう努めます。	特段の意見なし	◇見直しの必要なし
附則			
1(施 行 期 日)	この条例は、平成23年4月1日から施行します。		
2(条 例 の 見 直 し)	市長は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとにこの条例の見直しを行うものとし、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。	特段の意見なし	▲逐条解説への記載 今回の見直し経過を記載する。